

障害者差別

一般社会では、目や耳の不自由な人、手足が不自由、もしくは欠損している人、脳障害やそれに伴う機能障害を持つ人など、さまざまなハンディキャップを抱えながら社会生活を営んでいる人のことを「障害者」と呼んでいます。

ひとりの人間として、ハンディキャップを持っていることが決定的なマイナス要素であるかといえば、決してそうではないはず。ところが、現実社会では「障害」を持っている人は「健常者」よりも劣っている、という潜在的な差別意識があることも確かです。

障害は不自由であるが不幸ではない。

不幸にしているのは社会である

(ヘレン・ケラー)

社会が障害を持っている人たちにとって生活しにくい環境であることが問題です。

例えば、車椅子で移動する時には、わずか2センチ程の段差であっても移動の妨げになりますし、新バリアフリー法が施行されているにもかかわらず、

新バリアフリー法

高齢者や障害者等が公共交通機関を利用する際の利便性・安全性の向上を推進することを目的とした「交通バリアフリー法」(2000年11月15日施行)と、高齢者や障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を目的とした「ハートビル法」(2003年4月1日施行)を統合する形で制定(2006年11月20日施行)。

公共交通機関や公共施設でもその構造・設備は十分とは言えません。

また、障害を持つ人が自立しようとする時にも、偏見や差別によって職業選択の自由を奪われたり、賃貸住宅の貸与を拒否されたり、転住を周辺住民から拒絶されるということなども実際に起こっています。

これは、決して許されない「人権侵害」です。すべての人びとに「幸福に暮らす権利」が保障されなければならないはず。

表記について

障害者の「害」の字に否定的な意味があり、マイナスのイメージを連想させる可能性のあることから、「障がい者」と表記するマスコミや地方自治体もあります。

しかし、現時点では、それぞれ独自の取り決めによるもので、統一されてはおりません。

さらに、誰もが障害を持つ可能性があるのです。ですから、障害者差別の問題は、個人の問題ではなく、社会の問題としてみんなで考えていかなければいけません。

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような環境を整えて、お互いが個人の人格を尊重しあい、人びとが助け合って「共生」できる社会を実現しなければならないのです。

「海の水を辞せざるは同事なり、
このゆえに、よく水あつまりて海となるなり」

(海はいかなる水もこぼみません。

こぼまぬことが同事であり、

同事なるがゆえに大海となるのです)

道元禅師さまは「正法眼蔵」の中で「同事」を説いています。「同事」は、苦しさや悲しさを共感し合える「同苦・同悲」の心、理解と協調の世界を指し示しております。

この世界は、人々の関わり合いの上に成り立っており、お互いが理解し協調し合うことはことさらに大切なことです。

「同事」は、この世のすべてが、授かった命を共に喜び合える心おだやかなる世界、ひかり輝く大海を実現する仏の道です。

この「同事」の心が「人びとが助け合って「共生」できる社会の実現」につながっていくのではないのでしょうか。